

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 5月29日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市精神医療審査会事務局宛に〇〇病院の医師から提出された診断書（意見書）（以下「本件意見書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年 6月12日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第20条第 1項第 3号に該当
病院管理者の印影は、開示請求者以外の個人情報であり、これを開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。
 - (2) 条例第20条第 1項第 7号に該当
病院管理者からの意見は、名古屋市精神医療審査会が行う審査に関する情報であり、これを開示することにより、公正または適正な審査に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 同年 7月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
一部開示決定処分の取消を求める。ただし、病院管理者の印影に係る条例第20条第 1項第 3号該当性については、異議申立人が反論意見書において争わない旨を述べている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 意見書を本人に開示しないと、本人が知らないうちに、公正さを欠いた意見書が通ってしまうおそれがあるため、事実を包み隠さず開示することが公平な方法である。

(2) 意見書は、なぜ開示することを前提にしていけないのか納得しかねる。

(3) 私の意見書は病院側に開示されているにも関わらず、担当医の意見が非開示となっていることが理解できない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 主治医が患者に伝えていない病名や病状を開示することにより、治療に影響を与えるおそれがあり、今後、病院管理者が患者に伝えていない情報を意見書に記載しないおそれがある。

2 したがって、病院からの正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、退院請求等の審査の公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれがある。

3 意見書は、開示することを前提にしておらず、異議申立人が書いた意見書を病院管理者に開示していない。

第 5 審議会の判断

1 争点

異議申立人が開示を求めている保有個人情報が条例第20条第 1項第 7号に該当するか。

2 条例の主旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で

本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第33条に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、その家族等の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

4 退院等の請求について

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、精神保健福祉法第38条の4に基づき、実施機関に対して、入院中の者を退院させることを求めることができる。

実施機関は、当該請求を受けた時は、精神保健福祉法第38条の5に基づき名古屋市精神医療審査会（以下「医療審査会」という。）に、その入院の必要性に関する審査を求めなければならない。

5 条例第20条第1項第7号該当性

- (1) 実施機関は、主治医が患者に伝えていない病名や病状を開示することにより、治療に影響を与えるおそれがあり、今後、病院管理者が患者に伝えて

いない情報を意見書に記載しなくなるおそれがあることから、審査の公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれがあると主張している。

(2) 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(3) 本件意見書は、異議申立人が行った退院の請求に関する審査を行うために、同法第38条の5第3項に基づき医療審査会が病院管理者に提出を求めたものであることから、本件意見書に記載されている病院管理者の意見は、本市の機関が行う事務に関する情報であると認められる。

(4) 次に、病院管理者の意見を開示すると、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(5) 病院管理者の意見は患者への診察において主治医等が把握した病状等に基づき記載されている。

(6) 本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、異議申立人が退院の請求の審査に関する客観的経緯を知るために、病院管理者の意見が記載された本件意見書の開示を求める権利は尊重に値する。

(7) しかし、本件意見書における病院管理者の意見と異議申立人の病識との間に相違が生じる場合があり、病院管理者の意見を開示することにより、主治医等への不信感を募らせる等、今後の治療に影響が生じるおそれがあることから、病院管理者が、今後の治療への影響を考慮して患者に伝えていない情報を記載することを躊躇するおそれがある。

(8) その結果、医療審査会は、病院管理者からの率直な意見が得られず、正確な事実を把握することが困難になることから、医療審査会の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。なお、異議申立人は本件意見書に代わるものとして、診断書が添付してある場合は、その診断書の写しでもよいと要望しているが、審議会の調査の結果、医療審査会に診断書は提出されておらず存在していない。

(9) 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の要望

当審議会は、医療審査会が病院管理者からの率直な意見が得られなくなることによる事務の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれを重視し、以上の結論に達したものである。しかしながら、上記第 5 (6) で述べたとおり、本件意見は申立人にとって重要なものであり、病院管理者の意見が記載された本件意見書の開示を求める権利は尊重に値するものである。精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、インフォームドコンセントの理念に基づき、患者本位の医療を実現する上でも、治療の過程で患者が自身の医療情報に接触できるよう、病状や入院が必要な理由について可能な範囲で文書により説明を行うなど、より積極的な対応がなされることを要望する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 8月10日	諮問書の受理
8月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月14日	実施機関の弁明意見書を受理
9月17日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は、申立人入院のため、その旨の連絡をするよう通知。
9月25日	異議申立人の反論意見書を受理 条例第20条第 1項3号該当性については、異議申立人が反論意見書において争わない旨を主張。
平成28年 1月15日 (第210回審議会)	調査審議
平成28年 4月15日 (第213回審議会)	調査審議
6月28日	答申